

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2017 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「個人型年金規約」です。

第 8 講 「個人型年金規約」

（確定拠出年金法第 55 条 2017 年度版条文集 P98 ほか）

※今回の講座の内容には、2018 年 5 月に施行される内容が含まれているため、2017 年度条文集とは一部異なる箇所があります。2018 年 5 月施行の条文は総務省の法令検索（e-Gov）などで確認することができます。

「個人型年金規約」とは、国民年金基金連合会が実施する個人型年金の内容を定めたものです。個人型年金規約に関する規定としては、承認（確定拠出年金法第 55 条）、承認基準（同第 56 条）、変更（同第 57 条、第 58 条）などがあります。

まず、確定拠出年金法第 55 条を見てみましょう。

確定拠出年金法第 55 条第 1 項は、個人型年金を実施する場合の手続に関する規定で、国民年金基金連合会に対し、個人型年金規約を作成して厚生労働大臣の承認を受けることを義務づけています。第 2 項は、個人型年金規約の記載事項に関する規定です。記載事項には、運営管理機関の名称・住所、掛金額の決定・変更の方法、運用の方法の提示・指図、給付の額及び支給方法、事務費の負担などの項目があり、個人型年金に関するほぼ全てのことが記載事項になっているといえます。企業型年金規約の記載事項との主な相違点としては、資産管理機関やいわゆるマッチング拠出など個人型年金には適用されない項目が除外され、加入者等による運営管理期間の指定や中小事業主掛金などの個人型年金のみに適用される項目が記載事項になっていることがあげられます。

なお、企業型年金とは異なり、厚生労働大臣の承認を受ける際に労働組合等の同意を得る必要はありませんが、個人型年金では「個人型年金規約策定委員会」の議決を経なければなりません。個人型年金規約策定委員会とは、策定委員 8 人と国民年金基金連合会の理事長からなる委員会で、個人型年金規約の作成・変更のほか、事業年度の予算、事業報告・決算などの事項などについても同委員会の議決が必要です（確定拠出年金法第 75 条、同施行令第 39 条など）。

作成された個人型年金規約は、確定拠出年金法第 56 条第 1 項に定められた基準に基づいて承認の可否が判断されます。承認基準は企業型年金と同様で、記載すべき事項が記載されているか、記載事項の内容が法令の要件を満たしているかといった観点から判断されます。また、厚生労働大臣の承認を受けたときは、国民年金基金連合会は、第 3 項の定めにより個人型年金規約を官報に掲載するなどにより公告しなければなりません。なお、最新の個人型年金規約は、国民年金基金連合会のホームページで確認することができます。

一旦承認を受けた個人型年金規約を変更する際の手続きは、確定拠出年金法第 57 条、第 58 条に定められています。企業型年金規約の場合と同様に、第 57 条では原則的な変更手続として厚生労働大臣の承認を受けること、第 58 条では軽微な変更の場合には厚生労働大臣に届け出ることが定められています。なお、企業型年金規約の場合は、軽微な変更のうち特に軽微な変更については労働組合等の同意が不要となる旨の定めがありますが（第 7 講「企業型年金規

約」参照)、個人型年金規約の変更の場合は、特に軽微な変更という区分はなく、いずれの場合も確定拠出年金規約策
定委員会の議決を経なければなりません。

個人型年金の規約の作成・変更にかかわることは少ないと思われますが、企業型年金規約と比較し、同じ取り扱い
の箇所、異なる取り扱いの箇所を確認すると、確定拠出年金規約の全体像や、企業型年金と個人型年金の制度の違い
などへの理解が深まります。

今回は「指定運用方法」です。

個人型年金の記載事項及び変更時の取扱い

法第55条第 2項の号数	記載事項	変更区分
1	国民年金基金連合会の名称及び所在地	軽微な変更 (所在地のみ)
2	運営管理機関の名称及び住所並びにその行う業務 ⁷	軽微な変更
3	加入者等による運営管理機関の指定に関する事項	原則
4	掛金の額の決定又は変更の方法その他拠出に関する事項	原則
4 の2	中小事業主掛金の額の決定または変更の方法その他その拠出に関する事 項	原則
5	運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項	原則
5 の2	指定運用方法の提示に関する事項	原則
5 の3	運用の方法を除外することとする場合は除外に係る手続に関する事項	原則
6	給付の額及びその支給の方法に関する事項	原則
7	事務費の負担に関する事項	原則
(枝 番 号 は 施 行 令 に よ る 規 定)	8 -1 個人型年金規約策定委員会に関する事項	原則
	-2 運営管理業務の委託に係る契約に関する事項	原則
	-3 事務の委託を受けた者の名称、住所及びその行う業務並びに事務の委託 に係る契約に関する事項	軽微な変更 (名称、住所のみ)
	-4 掛金の納付に関する事項	原則
	-5 中小事業主掛金の納付に関する事項	軽微な変更
	-6 投資教育の措置の内容	原則
	-7 確定給付企業年金等の脱退一時金相当額の移換に関する事項	軽微な変更
	-8 確定給付企業年金への個人別管理資産の移換に関する事項	軽微な変更
	-9 事業年度に関する事項	原則
	-10 公告に関する事項	原則